

○総務省令第五十八号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十九日

総務大臣 寺田 稔

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。

〔一〕六 略

〔四〕六 略

（媒介等の業務の届出等）
第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一〕三 略

〔二〕四 略

5 法第七十三条の二第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、同条第一項第二号又は第三号に掲げる事項のみの変更とする。

6 〔略〕

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）
第四十条 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二條の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	電気通信事業者が	届出媒介等業務受託者が
第二十二條の二の三第三項	当該電気通信事業者の法第十一條第一項第二号に規定する登録番号又は第九條第十一項若しくは第六十條の二第二項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九條第二項に規定する届出番号を含む。

て、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。

〔一〕六 同上

〔四〕六 同上

（媒介等の業務の届出等）
第三十九条 〔同上〕

〔一〕三 同上

〔二〕四 同上

5 〔新設〕

6 〔同上〕

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）
第四十条 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第二十二條の二の三第三項	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。